



日本筆記具工業会

〒116-0013

東京都荒川区西日暮里 2-30-6

TEL03-3891-6161 FAX03-3892-9692

発行：日本筆記具工業会 調査研究広報委員会

URL <http://www.jwima.org>

第7回通常総会開催 20年度事業計画決定

日本筆記具工業会は5月15日午後5時から東京上野の精養軒で第7回通常総会を開催し、平成19年度事業報告と収支決算、並びに20年度事業計画と収支予算を原案通り承認しました。

石川真一会長

昨年開催された第6回通常総会で会長に就任しまして早1年が過ぎました。この間、工業会の活動は副会長の皆さんのご支援と各委員のご努力でつつがなく進行し成果をあげております。各位のご協力で御礼申し上げます。

さて会長就任時、私はとくに東アジアの脅威を危惧して「攻めの姿勢」で行きたいと申上げまして3つの方針を打ち出しました。

そのひとつは「ビジネスで交流する」です。本工業会は日本屈指の総合メーカーと部品メーカーが集結していますので、このメンバーが交流を深め技術情報を開示することでビジネスがいつそう活性化すると考えました。

二つ目は「価値の創造」です。高い技術力を基礎に筆記具の付加価値を想像する活動を推進したいと考えました。

三つ目は「書育のすゝめ」と呼びましたが、書くことは素晴らしいことだと思ってもらえるような手書き啓蒙活動を会員各位の協力でやっていきたいと考えたのでした。

1年を経てその進捗状況をご報告いたします。ビジネス交流につきましては「JWIMA技術交流会」という催事として実を結ぶことができました。約10社の部品メーカーさんの協力をいただいたとき6月に第一回交流会を実施いたします。

付加価値創造につきましては、私は事業領域を示唆したにとどまりますが、各社の最近の新製品を見ていますと一味違う新しい価値が多く見受けられ、価格競争と一線を画す独自の進展を遂げている様子に満足しております。

最後の手書き啓蒙活動につきましては山を動かそうという壮大な計画でありますので



早々に成果を報告することはできませんが、この考えに副会長のみなさん賛同をくださっていて活動のコンセプトも提示させていただきましたので、腰を据えて推進していきたいと考えております。

余すところ会長任期は1ヵ年となりましたが掲げました3つの方針に励んでまいりますので、どうか皆様のご協力をお願いいたします。

堀江圭馬筆頭副会長

石川会長が打ち出された3つの方針で本工業会はますます盛んな活動を行っておりますが、中でも「書育のすゝめ」はIT化が伸展するこの時代にとっても重要なテーマだと思っています。

ことしの春のことです。米国のケーブルテレビHBOが合衆国第二代大統領で筆まめな方として語り継がれているジョン・アダムス氏にスポットをあてた番組を作成しました。クライアントは米国郵政公社で、この番組は「(e-mailではなく)心を伝える手紙をもっと書こう！」というプロモーションに連動していたのだそうです。番組放送を皮切りに全米の郵便局とHBOのオフィス、またテレビや専用サイトで郵送料無料のグリーティングカードを配布し、ペンで手紙を書くきっかけを提供しました。このプロモーションは全米のメディアにも注目され成功をおさめたそうです。

こうした例にならってJWIMA会員も一致団結して「手書きの楽しさ」をアピールしていきたいと思っている次第です。本会のますますの発展を祈念しております。

技術交流会開催

第1回2008 JWIMA 技術交流会 200名が来場して6月11日実施

会員同士のビジネス交流を目的に「JWIMA 技術交流会」が開催されました。この事業は石川会長が打ち出した3つ工業会方針のひとつです。

「第一回 2008 JWIMA 技術交流会」は6月11日、東京文具健保会館5階ホールで200名の会員関係者、業界紙を集めて開催しました。

開会の挨拶に立った石川会長は「ホンネで付き合う工業会に、それが技術交流会です。ここから新しい出会いと、ビジネスチャンスが開かれることを祈っています」と挨拶、事務局の案内で「交流」がスタートしました。



技術のサプライサイドにあたる出展社は10社

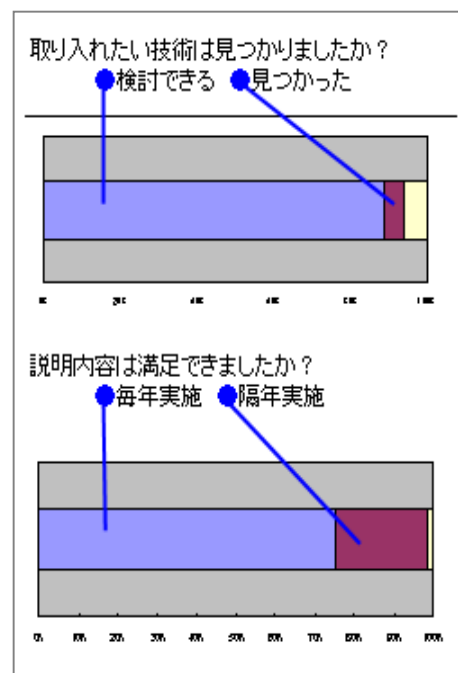
司フェルト株式会社	筆記具用ペン芯等のメーカー
株式会社太平	トランスファープレスマシン加工、シャープペンシルメカニズムのメーカー
株式会社千年	シャープペンシル用芯、替芯のメーカー
ヒノデワシ株式会社	消しゴム等樹脂加工のメーカー
株式会社守屋彫刻工芸	表面加工、柄付の加工業
オーベックス株式会社	ペン先メーカー
オリエンタル産業株式会社	鉛筆芯・色芯のメーカー
岩崎金属工業株式会社	金属表面処理も印刷等の加工業
テイボー株式会社	複合素材、マーキングペン先メーカー
東京金属工業株式会社	ペンクリップ、リング等の加工業

< 来場者アンケートから(抜粋) >

- ・出来ればISOTの開催週に実施してもらいたい。
- ・技術講演などを検討してもらいたい。
- ・新規開拓できるようなメーカーをお願いしたい。
- ・文具業界で利用できる技術、たとえば立体印刷の方々も声をかけたらよいと思う。



< 来場者アンケートから >



ゲルインキボールペンのJISが 国際規格としていよいよ制定されます

08年9月予定

国際標準提案事業委員会 委員長 西本洋二氏報告

(1) EWIMA Technical Subcommittee :

2008年1月25日(金)午後開催

会場は、例年どおり Frankfurt Messe : Paperworld 会場内の"effect"でした。議題のトップに日本からのゲルインキボールペン国際提案を配してくれ、「ゲルインキボールペン国際提案の現状」と題して、プレゼンテーションを行いました。

今日までの流れとして、2006年11月23日に ISO/CD 27668-1 and -2 として作業計画に登録されたこと、2007年1月27日に ISO/TC 10/WG 18: Drawing and writing instruments の設置が承認されたこと、2007年5月23日に第1回の WG 18 会議をアメリカ・オーランドで開催し Part 1 を CD 投票にかけることを決議したこと、2007年8月6日から Part 1 の CD 投票が開始され11月8日に締め切られた結果、無事反対票ゼロで承認されたこと(P メンバー20カ国中、投票国15、賛成11、反対0、棄権4)を報告しました。

その結果として、2008年1月4日に6月4日締め切りで ISO/DIS 27668-1, Gel ink ball pens and refills – Part 1: General use 及び ISO/DIS 27668-2, Gel ink ball pens and refills – Part 2: Documentary use として DIS 投票にかけられたことを報告し、P メンバー国各国の National Mirror Committee に賛成票を投ずるよう働きかけるよう要請しました。また、DIS 投票が反対票ゼロで承認された場合、FDIS 投票を省略して規格が直接発行されることも報告しました。



この間、水面下では Draft の図について ISO/CS(中央事務局)から



電子ファイル提出の要請があり、JWIMA としてボールペン部会、国際標準提案事業委員会を重ね対応してきました。委員皆様の総力で DIS 投票締め切り以降の対応が着々と進みました。

(2) ISO/TC 10/WG 18 meeting on May 22, 2008 in Zurich, Switzerland

DIS 投票の5ヶ月の期間は過ぎていきますが、その間 ISO/TC 10 事務局の Radhe 氏に何度か投票状況を問い合わせても、彼にはアクセスする権限が与えられていないので、皆目つかめない状況でした。

チューリッヒでの ISO/TC 10/WG 18 の会議は、5月16日～23日の ISO/TC 10 会議の日程中5月22日の午前に、スイス規格協会(SNV)のすぐ近くのスイス機械技術者協会(SWISSMEM)で開催されました。出席者は日本から西本洋二(convener)、塩井恵子氏(expert)の2名、英国から Miss Sarah Kelley(expert, BSI)、Mr. Mike Hayes(capt*, BSI)の2名、スウェーデンから Mr. Sven Radhe(expert, secretary of TC 10)の計5名=写真=でした。

議題は、DIS 投票締め切り後に備えて ISO/DIS 27668-1, ISO/DIS 27668-2 の Draft の最終確認と BS 7272-1:2000 の改正に伴う ISO 11540 の改正の2件でした。開会宣言、自己紹介の後、前回議事録、今回の議題の承認を行い

議事に入りました。ISO/DIS 27668-1 については、本文5ページの図と表について、図に表を含めるか分離するかを審議し、含めることとしました。また、図と表の編集上の誤りを訂正する審議を行い、これらの結果を中央事務局に送ることを決めました。ISO/DIS 27668-2 については、変更・修正の必要がないことを確認しました。

ISO 11540 の改正に関しては、Mr. Hayes に BS 7272-1 の改正の背景・経緯等を説明してもらい、英国側の考え方を確認しました。英国としては、ISO 11540 の定期見直しが本年であることから、その投票時に改正の意見を提出したいとのことでした。また、CEN に対して EN ISO としての制定意見書を提出するとのことでした。同時に BS 7272-2 (end closure) の改正も行われたが、これを ISO に対して新規提案(NWIP)したいとの意向でした。

翌5月23日、ISO/TC 10 Plenary meeting が開催され WG 18 の審議結果を報告し、承認されました。

(3) DIS 投票の結果

今年6月4日に締め切られた DIS 投票結果が6月6日に ISO/Livelink に掲載されました。2件とも無事反対票ゼロでの100%の承認でした。内訳は2件ともPメンバー20ヶ国のうち、賛成14、反対0、棄権6です。Oメンバー3ヶ国の賛成もありました。

DIS 投票に反対票が投じられなかった場合は、FDIS 投票を省略して直接発行を進めることになっています。フランス語翻訳の有無等によって変わりますが、早ければ9月頃に発行される可能性があります。



書育のすゝめ

筆記離れが進んでいます。IT情報技術が「手書き」の多くを奪っていています。しかし、その便利さと引き換えに、私たちはたいへん大きなもの大切なものを失っ

ています。そのひとつが「育み」です。

「書く・描く」という行為は思考することの源だといわれています。子どもたちに手書きを奨励することは、この国の文化を育むことでもあります。つまり書は育みです。筆記具の担い手であるメーカーが集うJWIMAの会員が協力しあって、「書育」を奨励していいこうではありませんか。

会長・石川真一

「書育」啓蒙活動に至る社会的背景

2008.5.15
日本筆記具工業会

若者の語彙力低下

■書くことによるコミュニケーション減少

大学生を対象とした調査で、語彙力が中学生並だった学生が5人に1人と8年前の3倍。そのうち60%が本を読まない。また92%が普段文章を書いていない。また、語彙力がない学生ほど携帯などメールを頻りに利用している。(出所:メディア教育開発センター)

若者の携帯・パソコンに依存した生活

■メールによるコミュニケーション増加

携帯電話・パソコンはその利便性から生活に欠かせないツールとなっている。利用目的も、ビジネスからプライベートまで多岐にわたっている。特に若年層は携帯メールを重要なコミュニケーションツールとして使いこなし、1日100回以上メールをする若者もいるなどその利用頻度・利用場が爆発的に増えている。(出所:メディア教育開発センター)

コミュニケーション手段が「書く」から「叩く・押す」になった若年層

社会的背景から、若者の語彙力低下は、パソコン・携帯メールの利用頻度増加と密接に関係していると考えられる。近年の若者のコミュニケーションは「書く」「描く」から「キーボードで叩く」「ボタンを押す」といった行為で成立している。携帯・パソコンをツールとしたコミュニケーションに慣れてしまった若者は、書く・描く行為を「面倒くさい」「疲れる」と敬遠する。若者の携帯メールの特徴として、送信相手に親近感を与えるためにあえて漢字を使わない、ひらがなや絵文字を多用、短文などがあげられる。このようにコミュニケーション自体がパソコン・携帯に依存し、文字を書かない絵を描かないこと、またそれ自体が習慣化したことにより若者の語彙力低下の要因があげられる。

寸劇実演で模倣の実態と対策をアピール ISOT2008

(社)全日本文具協会とJWIMA知的財産部会が協同実施

経済産業省、社団法人全日本文具協会とJWIMA知的財産部会は協同して、ISOT2008の第2日目の7月10日(木)に模倣品対策セミナー「はじめての海外模倣品対策」を開催します。共催による模倣品セミナーは今回で5回目、高い評価をいただいています。

難しく深刻な模倣問題をわかりやすく明快にアピールするために昨年から実施した寸劇によるセミナー形式は好評をいただき、今回も劇団俳優さんによるお芝居の形式で模倣の実態と対策の重要性を訴えます。加えて今年は知的財産権問題に明るい特別解説者をお呼びしています。

今回のテーマは、海外で自社製品の模倣品が発見されたときの対応から解決までのプロセスです。JWIMAの全会員が遭遇する危険性のあるひっ迫した問題です。ご参加をお待ちしています。参加費無料です。

コーディネーター

秋山 守雄 氏

(ゼブラ(株) 研究本部 知的財産部長・ISOT模倣品対策プロジェクトチームリーダー)

特別解説者

知的財産権問題において行政、国際特許事務所、団体等でご活躍の方々(順不同)

分部 悠介 氏

(経済産業省 製造産業局 模倣対策 通商室 弁護士)

吉岡 孝 氏

(前経済産業省 特許庁 国際課 課長補佐 模倣品対策班長、現在は経済産業省 通商政策局 通商機構部 参事官補佐)

井守 秀一 氏

(東京税関 業務部 総括知的財産調査官)

水野 清 氏

(コスモ国際特許事務所、上海コスモ商標事務所 所長 弁理士)

坂上 誠 氏

(日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課)

出演俳優

中野博文さん、菅 真紀さん、神谷奈々江さん

ISOT2008 特別セミナー 「模倣品対策セミナー」開催のご案内

テーマ	「はじめての海外模倣品対策」
タイトル	「ドアを開けて突入だ！」
日時	2008年7月10日(木) 14:00～16:30
会場	東京ビッグサイト 東3展示ホール 主催事務局室 特設セミナー室
参加料	無 料 (定員80名・先着順で締切)
主催	(社)全日本文具協会 日本筆記具工業会

7月10日(木)午後2時開始
ISOT東3展示ホールにて

参加申込方法は、所定の「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送によりお申込下さい。「参加申込書」には、3名までご記入できますが、参加申込者多数の場合には調整させていただく場合もありますのでご了承下さい。

2007年のセミナーから



20年第1第2四半期委員会・部会活動報告

< 総務 関係 >

- 3. 2. 4 総務委員会 (H19年度 第4回)
 - ・H19年度決算見通しならびにH20年度予算案について
 - ・2008JWIMA 技術交流会について
- 4. 9 総務委員会 (H20年度 第1回)
 - ・H20年度第1回理事会ならびに第7回通常総会上程案について
 - ・「書育」コンセプトについて
- 6. 1. 9 総務委員会 (平成20年度 第2回)
 - ・優良工場見学会開催について
 - ・会員研修会開催について
 - ・第5回ゴルフコンペ開催について
 - ・年末講演会・懇親会開催について
 - ・「書育」啓蒙活動について

< 調査研究・広報 関係 >

- 1. 2. 4 調査研究・広報委員会 (H19年度第3回)
 - ・2008JWIMA 技術交流会企画案について
- 2. 1 技術交流会打合せ (出展案内 他)
- 2. 2. 9 技術交流会打合せ (申込状況確認、説明会)
- 3. 1. 4 出展社説明会 開催
- 5. 3. 0 技術交流会打合せ (会場設営、当日運営 他)

< 流通 関係 >

- 6. 2. 6 流通小委員会 (H20年度 第1回)
 - ・エコマーク等カタログ表記について
 - ・その他
- 3. 5 お客様相談窓口連絡会 (H19年度 第6回)
 - ・各社のお客様対応事例について
 - ・C-files (データ入) 作成について
- 6. 1. 0 お客様相談窓口連絡会 (H18年度 第4回)
 - ・各社のお客様対応事例について
 - ・タイプ別クレーマー対応策について
 - ・H19年度活動計画の検討

< 技術国際 関係 >

- 1. 1. 6 ボールペン部会 (H19年度 第2回)
 - ・ゲルインキボールペン ISO 提案の経過報告について
 - ・Part 1 Draft 図面修正の検討 など
- 1. 2. 5 マーキングペン部会 (H19年度 第2回)
 - ・業界基準公開に関する WTO/TBT 協定への対応について
 - ・ホワイトボードの板面材質に関する解析について
- 3. 1. 9 マーキングペン部会 (H19年度 第4回)
 - ・業界基準公開のための日本規格協会提出書類について
 - ・低価格品ホワイトボードの表面材質について
 - ・REACH 規制に関する勉強会

- 3. 2. 1 技術国際委員会 (H19年度 第2回)
 - ・各部会 H19年度下期活動報告ならびに H20年度活動計画について
 - ・H19年度国際標準提案事業委員会報告について
- 4. 2. 4 マーキングペン部会 (H20年度 第1回)
 - ・ISO 11540 (キャップの安全要件) 改正に関する検討
- 5. 2. 2 ボールペン部会 (H20年度 第1回)
 - ・JIS S 6061「ゲルインキボールペン及びそのレフィル」の5年見直しについて
- 6. 2 製品安全小委員会 (H20年度 第1回)
 - ・改正食品衛生法について
 - ・REACH 規制に関する情報交換について
- 6. 2. 0 マーキングペン部会 (H20年度 第2回)
 - ・BS 7272-1,-2 の改正状況について
 - ・全国黒板連盟総会出張報告
 - ・一般白板用マーキングペンの基準について

< J I S 改正 関係 >

- 3. 3 シャープペンシル JIS 本委員会 (H19年度 第2回)
 - ・JIS S 6013 (シャープペンシル) の改正原案について
- 4. 7 シャープペンシル JIS 分科会 (H20年度 第1回)
 - ・JIS S 6013 (シャープペンシル) 改正原案について
- 4/17 ~ 30 シャープペンシル JIS 電子メール会議
- 5/7 ~ 9 シャープペンシル JIS 電子メール会議
- 5/12 ~ 16 シャープペンシル JIS 電子メール会議

< 国際規格適正化事業 関係 >

- 2. 1. 3 国際標準提案事業委員会 (H19年度 第2回)
 - ・Draft 図面对応の経過報告ならびに DIS 投票について
 - ・ISO 規格制定のスケジュールについて

< 全文協との共催 関係 >

- 2. 7 G 購入法についての合同意見交換会
- 2. 8 知財プロジェクトリーダー会議
- 3. 2. 5 知財プロジェクトリーダー会議
- 4. 2. 5 合同知的財産部会ならびに CCPIT 訪日歓迎交歓会
 - ・ISOT 2008 における模倣品対策活動について
 - ・中国国際貿易促進委員会との情報交換会

(以上)

知育玩具も「指定おもちゃ」に。 筆記具の扱いはどうなるか

食品衛生法施行規則改正報告 事務局

本年4月、食品衛生法施行規則が改正されました。これは、近年の多様化したおもちゃに対応できるよう「指定おもちゃ」の範囲を拡大し、おもちゃに関する安全基準の国際整合を図ることをねらいとしたもので、特に、昨今問題となった子供用アクセサリ玩具や輸入玩具の鉛含有の問題等にも対応できるよう規制強化を行ったものでした。

その中で今回、「知育玩具」が「指定おもちゃ」に取り上げられており、業界としても遊び心を持った筆記具の取り扱いが気になる所でした。「キャラクター柄の鉛筆」、「マスコットの付いたボールペン」、「幼児用のカラーペン」、これらは知育玩具として扱われるのかどうか。このあたりを厚生労働省 食品安全部 基準審査課 に尋ねてみました。

まず、玩具に該当するかどうか判断するには、
1. 遊ぶことを目的としてつくられたものであるかどうかを判断する必要がある。

玩具のうち、食品衛生法の規制の対象となるには

2. 食品衛生法施行規則第78条に列挙されている指定おもちゃのいずれかに該当することが最低限必要であるが、このほか、

3. 乳幼児(6歳未満)を対象としたものであるかどうか

4. 口に入れる可能性があるかどうか
も判断の基準となる。これらの要件が揃った場合、対象と見なすことになる。

では、筆記具でいうと

キャラクター柄が付いている これだけの理由で玩具とは見なさない。

マスコットが付いている 本来の機能が筆記具であれば「文房具」と見なす。

ただし、その部分を取り外して単独でおもちゃとして遊ぶことができるように設計・製造されている場合は、その部分は「玩具」と見なす。(通常のキーホルダーや携帯ストラップ的なものは、「雑貨」になるので対象外)

また、例えば、マスコット部分が電動式で光ったり、音が出たり、動いたり、占いが出たりして単なる雑貨ではなく、遊ぶ目的で設計・製造されている場合は、玩具と見なされる。

幼児向けのもの 形状、寸法、柄が幼児向けであっても、本来筆記具として作られその機能を持つものは、「文房具」と見なし、あえて知育玩具とはしない。

EN71の玩具安全基準に基づき、これにCEマークが付いていたとしても、これだけで知育玩具とは見なさない。

その他 「対象年齢6歳以上」という表示はある程度有効であるが、表示と中身の乖離がある場合は、中身で判断される。

今回の改正では、筆記具はもともと対象としておらず、主に子供用アクセサリ玩具や輸入玩具の鉛問題に焦点を当てたものであった。

しかしながら、玩具安全基準の国際整合という観点で見れば、EN71にはフィンガーペイント(指で軌跡を残して遊ぶもの)なども対象となっており、玩具として分類することが適当な筆記具類については、次回以降の改正(時期未定)で、別枠で取り上げられる可能性が大きいと考えられる。

お知らせ

現在、総務委員会では今年の秋冬にかけての工業会行事を企画検討しています。まだ、具体的に案内できる段階まで煮詰まっていますが、おおよそ次のような日程で開催する予定です。(企画が具体化したものからご案内させていただきます)ご期待ください。

9月13日 第5回会員親睦ゴルフコンペ

10月21日 優良工場見学会

11月12日 会員研修会

12月2日 年末講演会・懇親会

日程および内容については決定次第、工業会ホームページに掲載します。

2007年の出荷・輸入・輸出 =年間=

繊維・生活用品統計(旧雑貨統計)より (国内向け販売と輸出向け販売を含む)

出荷	2007年間		2006年間		前年変動率	
	数量(千本)	金額(百万円)	数量(千本)	金額(百万円)	数量%	金額%
ボールペン(油性)	483,173	28,642	453,080	26,624	6.6%	7.6%
ボールペン(水性)	905,039	37,855	807,607	34,326	12.1%	10.3%
マーキングペン	782,695	38,327	757,309	37,388	3.4%	2.5%
シャープペンシル	195,672	16,618	203,809	16,338	-4.0%	1.7%
鉛筆 =数量単位:グロス=	2,264,254	7,418	2,578,296	8,109	-12.2%	-8.5%
シャープしん	3,385,995	5,428	3,215,524	5,188	5.3%	4.6%
修正液	40,689	3,495	41,491	3,597	-1.9%	-2.8%
修正テープ	83,991	6,925	81,235	6,984	3.4%	-0.8%
クレヨン・パス	102,021	1,740	99,250	1,652	2.8%	5.3%
水彩絵の具	54,277	2,425	57,818	2,557	-6.1%	-5.2%
		148,873		142,763		4.3%

日本貿易統計より

輸出	2007年間		2006年間		前年変動率	
	数量(千本)	金額(百万円)	数量(千本)	金額(百万円)	数量%	金額%
ボールペン(油性)	216,722	8,190	191,343	7,251	13.3%	13.0%
ボールペン(水性)	756,085	35,127	727,314	32,783	4.0%	7.2%
マーキングペン	323,651	13,982	299,084	12,564	8.2%	11.3%
シャープペンシル	128,106	7,383	127,804	6,812	0.2%	8.4%
万年筆	4,704	915	9,937	922	-52.7%	-0.8%
製図用ペン	45,552	1,983	37,440	2,578	21.7%	-23.1%
以上のセット品	680	142	1,483	221	-54.2%	-35.8%
黒芯鉛筆 =数量単位:グロス=	112,221	218	103,281	184	8.7%	18.8%
色芯鉛筆 =数量単位:グロス=	25,019	111	24,699	98	1.3%	13.3%
ボールペン用中芯	241,345	3,594	236,475	3,337	2.1%	7.7%
マーキングペン用ペン先・ニブポイント	4,938,325	7,890	4,217,579	7,643	17.1%	3.2%
シャープ部品・付属品	178,400	1,062	189,133	870	-5.7%	22.0%
万年筆・ボールペンの部分品	1,877,851	4,918	1,822,129	4,651	3.1%	5.7%
シャープしん(鉛筆しん含む)	482,356	2,632	487,659	2,273	-1.1%	15.8%
クレヨン・パス	139,694	417	106,893	320	30.7%	30.2%
		86,583		79,933		8.3%

日本貿易統計より

輸入	2007年間		2006年間		前年変動率	
	数量(千本)	金額(百万円)	数量(千本)	金額(百万円)	数量%	金額%
ボールペン	264,770	8,683	271,586	8,235	-2.5%	5.4%
マーキングペン	189,136	3,780	186,361	3,456	1.5%	9.4%
シャープペンシル	50,928	1,609	45,085	1,493	13.0%	7.8%
万年筆	2,822	1,616	1,826	1,537	54.5%	5.1%
製図用ペン	24	18	2	5	1100.0%	268.7%
セット品	1,391	104	1,491	147	-6.7%	-29.0%
黒芯鉛筆 =数量単位:kg=	607,477	602	774,786	761	-21.6%	-20.9%
色芯鉛筆 =数量単位:kg=	1,656,486	1,434	1,432,342	1,317	15.6%	8.9%
ボールペン用中しん	25,343	237	31,551	336	-19.7%	-29.3%
ペン先及びニブポイント	83,984	318	85,616	330	-1.9%	-3.6%
ボールペン又はシャープの部品・付属品	1,270,912	3,194	1,300,728	3,121	-2.3%	2.3%
ペン軸、その他の部分品	181,632	349	138,766	259	30.9%	34.7%
しん	533,521	641	415,306	453	28.5%	41.6%
パステル・チョーク	1,497,418	713	1,457,057	653	2.8%	9.2%
		23,299		22,101		5.4%

平成20年度JWIMA事業計画

自平成20年4月1日 - 至平成21年3月31日

平成20年度においては日本筆記具工業会定款第4条(事業)に基づき以下の事業を実施する。

- (1) 筆記具とその関連製品の生産統計と貿易統計の調査及び研究
- (2) 筆記具とその関連製品の内外規格の調査研究
- (3) 筆記具とその関連製品の内外知的財産権の調査研究
- (4) 筆記具とその関連製品の安全及び環境問題に関する調査研究
- (5) 筆記具とその関連製品の外国関連団体との交流と情報の交換
- (6) 関係機関及び関係団体との連絡折衝と協調
- (7) その他必要な事業

前各号の事業を企画推進するために設置された各委員会の平成20年度の活動計画

(1) 総務委員会

1. 本工業会の組織活動の基盤である会員の入会促進を図る。
2. 組織の運営とその年間計画の立案を行う。
 - ・ 通常総会 5月開催
 - ・ 会員懇親会 12月開催
 - ・ 理事会 原則として4月、5月(通常総会時)、10月、12月の4回
 - ・ 委員会 原則として3月、9月(但し、必要に応じて、委員長が召集し開催することもある)
3. 会員の相互交流を深める機会としての懇親会(通常総会時、年末講演会時、その他)、優良工場見学会、会員研修会、講習・講演会等の企画・運営を行う。
4. 行政官庁との緊密な連絡と折衝を行う。
 - ・ 会員へのオフィシャル情報提供
5. 会員の福利厚生に資する業務を行う。(慶甲含む)
6. 予算の立案・執行と決算に関する業務の管理をする。

(2) 流通委員会

1. 適正な販売と流通秩序に関する調査研究を行う。
 - ・ 価格問題、カタログ等への協賛金問題の調

査研究

- ・ その他の流通に関する問題等については、必要に応じて対応する。
2. お客様相談窓口連絡会
 - ・ お客様相談窓口担当者による情報交換会を定期的に開催する。
 - ・ お客様対応事例の研究を行う。(ex.お客様対応事例集にまとめる。)
 - ・ お客様への商品知識等啓蒙を行う。

(3) 調査研究・広報委員会

1. 国内の筆記具統計資料の収集と会員への情報提供をする。(生活用品統計、貿易統計等)対アメリカ、対中国の輸出・輸入データを会員専用ページに掲載し情報提供する。(月次、年次データ)
2. 海外の筆記具統計資料を会員への情報提供をする。(WIMA、EWIMA等、海外筆記具工業団体との情報交換により統計資料を入手する。)
3. 本工業会独自の調査資料を会員へ情報提供をする。
 - ・ 海外の筆記具市場に関する調査(中国・アメリカの貿易統計等)
4. 会員相互の情報発信手段として「インターネット」の活用充実を図る。
 - ・ 筆記具お役立ち情報等、HP発信情報のメンテナンス
 - ・ HPを流通やユーザーにPRし、本工業会の認知度アップを図る
5. JWIMA通信の活用度を高める。
 - ・ Eメール配信による配布効率の向上
 - ・ タイムリーな発行;年3回(1/1,6/1,11/1)
6. 会員・委員会・部会名簿を作成し関係者に配布する。

(4) 技術・国際委員会

1. 工業標準化に関する活動を行う。
 - 工業標準化に関する情報収集と提供(新JISマーク制度等)
 - JIS原案作成及び改正作業及び12条申請の是非についての検討
 - ・ JIS S 6013:2002 シャープペンシルの改正原案作成作業
 - ・ JIS S 6061:2005 ゲルインキボールペン及

- びレフィルの改正原案作成作業
- ・その他
 - JIS S 6037:2006 マーキングペンの課題検討(色名表示、安全キャップ、直液式マーキングペン規格化、筆記試験機の標準化の検討)
 - ホワイトボードマーカ-の業界基準の運用について
 - JNLA(工業標準化法に基づく試験事業者認定制度)生活用品分野(文房具)技術分科会の筆記具に関する事項
 - 2. 国際規格等(ISO・EN・BS・DIN・NF・ASTM・SANS)に関する活動を行う。
 - ・国際規格に関する情報収集と提供
 - ・ISO/TC10/WG18に係る規格作成及び改正に関する審議及び提案
 - ・ゲルインキボールペンのISO規格制定に向けてのWG18の活動支援
 - ・ISO/TC10国内対策委員会への参画
 - ・国際規格適正化/共同開発合同本委員会への参画
 - 3. PL(製造物責任)法に関する調査研究
 - ・クレーム分析と技術的対応
 - ・表示(使用上の注意等)の問題
 - 4. 安全性・環境への配慮に関する調査研究
 - ・国内の法令に関する情報収集と提供
 - ・国内の環境マークに関する調査研究(エコマーク関連等)
 - ・海外の安全・有害物規制に関する情報の収集・提供と日本からの発信
 - REACH(化学品の登録・評価・認可・制限)関連、BS 7272-1(キャップの安全要件)、BS 7272-2(尾栓規格)、EN71-9、EN71-10、EN71-11:“Organic Chemical Compounds in Toys”等
 - 5. 技術及び品質の向上に関する活動
 - ・会員の技術向上に関する研修会の実施
 - ・品質向上に関する調査研究(試験方法、評価方法及び試験機器、測定機器の統一等)
 - 6. 知的財産権に関する調査研究
 - ・主に、中国模倣品問題に関する調査及び対応
 - (社)全日本文具協会が主導し、日本筆記具工業会がこれに協力する体勢で活動。
 - 模倣品対策情報の共有化、中国冒認意匠登録(なりすまし出願)ウォッチングの検討、中国制筆協会との共同声明に関する具体的活用方法のPRと今後の対応方法の検討、アジア地区協会の調査研究、ISOT2008における知的財産活動
 - ・知的財産権に関する会員への啓蒙と情報提

供

- 7. 各部会に関する活動
- 8. その他 日本文化用品安全試験所に関する事項

(以上)

【用語の解説】

国際規格等

- ISO International Organization for Standardization/ 国際標準化機構
- EN Euro Normale/ 欧州規格
- BS British Standards/ 英国規格
- DIN Deutsches Institut für Normung/ ドイツ規格協会(DIN規格はDeutsche Normと標記される。)
- NF Normes Francaises/ フランス国家規格
- ASTM American Society for Testing and Materials/ 米国試験材料協会
- SANS South African National Standards/ 南アフリカ共和国規格(局)
- 日・米・欧の工業会
- JWIMA Japan Writing Instruments Manufacturers Association/ 日本筆記具工業会
- WIMA Writing Instrument Manufacturers Association/ 米国筆記具工業会
- EWIMA European Writing Instrument Manufacturer's Association/ 欧州筆記具工業会
- EPMA European Pencils Manufacturers' Association/ 欧州鉛筆工業会
- ISZ Industrieverband Schreiben Zeichnen kreatives Gestalten E.V./ 筆記、製図及び創作工芸用品工業会(ドイツ)

製品別規格等

- BS 7272 - 1 英国規格「筆記具及びマーキングペン用の安全キャップの仕様書」
- BS 7272 - 2 英国規格「筆記具及びマーキングペンの尾栓の仕様書」
- EN 71 - 9 玩具に含まれる有機化合物(要求事項)
- EN 71 - 10 玩具に含まれる有機化合物(サンプルの準備と手順の抜粋)
- EN 71 - 11 玩具に含まれる有機化合物(分析方法)
- Michler's Keton インキに使用する染料に残存する発癌性のおそれのあるケトン
- TC 10 ISOのTechnical Committee 10(技術委員会)→ISO/TC10 Technical drawings product definition and documentation/ 製図製品の規定と関連文書”
- SC 9 ISO/TC10のSubcommittee 9(技術小委員会)→ISO/TC10/SC9 Media and equipment for drawing and related documentation/ 製図機器及び製図用具